

令和7年度結婚新生活支援事業 Q & A

(申請について)

Q 1. 申請はいつからできますか？

令和7年6月2日から申請の受付を開始します。

ただし、実際に婚姻され、住宅賃借費用や引越費用などの対象費用の支払いを終え、必要書類がすべて揃った時点で申請が可能となります。

※対象費用の支払いが完了する見込みのない方は、お早目に相談ください。

Q 2. 郵送で申請できますか？

申請できます。書類に不備や不足があった場合は、担当者からお電話いたします。

(所得要件について)

Q 3. いつの所得で判定するのですか？

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの、夫婦それぞれの所得の合計で判定します。

Q 4. 所得とは何を指しますか？

サラリーマンの方は、1年間の給与等の収入金額（源泉徴収票の「支払金額」に記載の額）から給与所得控除額を差し引いた金額となります。

自営業の方は、1年間の収入（売上金額）から必要経費を差し引いた利益に相当する金額となります。

※複数の所得がある場合（例：給与収入＋一時所得など）は、これらを合算した金額となります。

○給与所得控除（サラリーマンの場合）

給与等の収入金額（給与所得の源泉徴収票の支払金額）	給与所得控除額
1,625,000 円以下	550,000 円
1,625,000 円超 1,800,000 円以下	収入金額×40%-100,000 円
1,800,000 円超 3,600,000 円以下	収入金額×30%+80,000 円
3,600,000 円超 6,600,000 円以下	収入金額×20%+440,000 円
6,600,000 円超 8,500,000 円以下	収入金額×10%+1,100,000 円
8,500,000 円超	1,950,000 円（上限）

○モデルケース

No.	所得状況 (令和6年収入額－給与所得控除額＝給与所得額)	合計所得	判定所得	判定結果
1	Aさん：5,890,000円－1,618,000円＝4,272,000円 Bさん：1,270,000円－550,000円＝720,000円	4,992,000	4,992,000	申請可能
2	Aさん：4,130,000円－1,266,000円＝2,864,000円 Bさん：3,110,000円－1,013,000円＝2,097,000円	4,961,000	4,961,000	申請可能
3	Aさん：6,700,000円－1,770,000円＝4,930,000円 Bさん：収入無し	4,930,000	4,930,000	申請可能
4	Aさん：6,800,000円－1,780,000円＝5,020,000円 Bさん：収入無し	5,020,000	5,020,000	申請不可
5	Aさん：5,130,000円－1,466,000円＝3,664,000円 Bさん：3,070,000円－1,001,000円＝2,069,000円	5,733,000	5,733,000	申請不可

Q5. 貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか？

令和6年1月1日から令和6年12月31日の間に返済した金額は控除できます。

※年間の返済額がわかる奨学金返還額証明書（提出が困難な場合は、領収書や通帳）の写しの添付が必要となります。

○モデルケース

No.	所得状況 (令和6年収入額－給与所得控除額＝給与所得額)	合計所得	判定所得	判定結果
1	Aさん：5,130,000円－1,466,000円＝3,664,000円 (Aさんが令和6年中に返済した貸与型奨学金の返済額＝400,000円) Bさん：3,070,000円－1,001,000円＝2,069,000円 (Bさんが令和6年中に返済した貸与型奨学金の返済額＝400,000円)	5,733,000	4,933,000	申請可能

Q6. 令和6年中の所得を確認する書類は、源泉徴収票でも申請できますか？

所得証明書または課税証明書が必要です。

※源泉徴収票だけでは、勤務先から支払われた給与や手当以外に収入があった場合、それを把握することができないため、必ず、令和7年1月1日時点で住民登録があった市区町村が発行する所得証明書または課税証明書が必要となります。

※令和7年1月1日時点で高砂市に住民登録があった場合は、同意書への記入により提出を省略することができます。

(年齢について)

Q7. 年齢は数え年で計算するのですか、満年齢で計算するのですか？

満年齢で計算します。※誕生日の前日に年齢が加算されますので、ご注意ください。

(補助対象要件について)

Q 8. 高砂市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になりますか？

対象になります。

※申請時において、夫婦の双方又は一方が申請に係る住宅の住所に住民登録されている必要があります。

Q 9. 再婚の場合は対象になりますか？

対象になります。

※夫婦の双方又は一方が当該補助金（当該制度と同様の趣旨による他の地方公共団体の事業に基づく補助金を含む）を受けたことがある場合は対象外です。

Q 10. 離婚した場合、補助金を返還しなければならないですか？

返還する必要はありません。※偽装結婚等の違法性がある場合は、返還の対象となります。

Q 11. 夫婦の一方は高砂市に住民登録されているが、もう一方が他の自治体に住民登録されている場合は対象になりますか？

対象になります。

※申請時において、夫婦の双方又は一方が申請に係る住宅の住所に住民登録されている必要があります。

Q 12. 他の公的な住宅に関する補助を受けている場合、対象になりますか？

次の補助制度を受けた場合は、本事業の対象外です。ただし、住宅リフォームで請負工事契約が別かつ工期が別である場合は対象となります。

- ・子育てグリーン住宅支援事業（子育てエコホーム支援事業）
- ・ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業
- ・戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省 CO2 化促進事業
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・次世代省エネ建材支援事業
- ・既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- ・住宅エコリフォーム推進事業
- ・住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
- ・住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業

※上記の補助制度は一部です。他の補助制度を受けている場合は、一度シティプロモーション室までご相談ください。

Q 1 3. 他の公的な家賃補助を受けている場合、対象になりますか？

対象になりません。

Q 1 4. いつ支払った費用が補助の対象になりますか？

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日の間に支払った費用が対象となります。

Q 1 5. 婚姻日より前に住宅を取得した、住宅をリフォームした又は住宅を新たに賃借した場合は、対象になりますか？

婚姻日から起算して 1 年以内に婚姻を機として取得した住宅、リフォームを実施した住宅及び新たに賃借した住宅であれば対象となります。

(例) 婚姻日が令和 7 年 6 月 5 日の場合、令和 6 年 6 月 5 日以降に契約した物件となります。

※補助の対象は令和 7 年 4 月 1 日以降に支払われたものに限ります。

Q 1 6. 住居費について対象となる費用とは何ですか？

婚姻に伴う住宅取得費用は、建物の購入費のみが対象となります。

婚姻に伴う住宅機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、設備更新等の工事にかかるリフォーム費用が対象となります。

住宅賃借費用は、賃料（1 か月分）、敷金、礼金、共益費（1 か月分）、仲介手数料のみが対象となります。

●対象とならないもの（例）

区分	項目
住宅取得費用に付随して発生することが多い経費	土地購入代
	住宅ローン手数料
	利息
	分譲マンションの管理費
住宅リフォーム費用に付随して発生することが多い経費	倉庫・車庫にかかる工事費用
	門・フェンス・植栽等の外構にかかる工事費用
	エアコン・洗濯機等の家電購入・設置にかかる費用
住宅賃借費用に付随して発生することが多い経費	駐車場代
	物件の清掃代（入居前のクリーニング）
	鍵交換代
	更新手数料
	光熱水費
	設備購入代
	火災保険料、家財保険料
	契約一時金、保証金 ※ 1

※ 1 地域の商慣習にしたがい、敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限り対象となります。

(住宅取得費用について)

Q 1 7. 住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することができない場合、どうなりますか？

不動産の登記において、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、通常、建物に係る代金と土地に係る代金の区分は可能です。必ず建物のみの取得価格が分かる書類が必要です。

(リフォーム費用について)

Q 1 8. リフォームを行う住宅の所有者は、申請した夫婦である必要はありますか？

申請した夫婦が所有者である必要はありません。

※申請した夫婦のいずれか一方が当該住宅に住民登録があり、また夫婦の双方又は一方の名義でリフォーム工事を契約し、費用を支払っていなければなりません。

Q 1 9. 賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか？

対象となります。ただし、賃貸人が負担すべき修繕費などは、対象なりません。

(住宅賃借費用について)

Q 2 0. 月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、どうすればよいですか？

切り分けができない場合は、駐車場代を含め対象費用とします。ただし、契約書等により、駐車場代相当額が確認できる場合は、当該金額を賃料から控除した金額を対象費用とします。

Q 2 1. 婚姻を機に新たに賃貸住宅に入居する場合、婚姻前に支払った敷金・礼金等は対象になりますか？

令和 7 年 4 月 1 日以降に支払われたもので、婚姻日からさかのぼって 1 年以内に賃貸住宅を賃借した場合は対象となります。

※なお、家賃・共益費については、通常、婚姻後の支払い分を対象としますが、賃貸借契約書等で婚姻を前提に同居していることが確認できる場合は、同居開始日から補助の対象とすることができます。

Q 2 2. 公営住宅や地域優良賃貸住宅に入居している場合、補助の対象になりますか？

対象となります。

Q 2 3. 家賃を前払いする場合、補助の対象になりますか？

対象となります。

(例) 令和 8 年 4 月分の家賃を令和 8 年 3 月に支払う場合

Q 2 4. 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外になりますか？

対象外になります。

このため、勤務先が発行する住宅手当支給証明書（様式第 3 号）又は給与明細により、手当支給額を確認させていただき、当該金額を控除した金額を対象費用とします。

（例）55,000 円（1ヶ月の家賃・共益費）－15,000 円（1ヶ月の住宅手当）＝40,000 円（1ヶ月の補助額）

（引越費用について）

Q 2 5. 引越費用について、対象となる費用はどのようなものですか？

引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象になります。そのため、不用品の処分費用や、自身で荷物を運んだ場合のレンタカー費用等は対象になりません。

Q 2 6. 婚姻を機とした同居のため、婚姻前に行った引越費用は、対象となりますか？

対象となります。

Q 2 7. 夫婦名義以外の住居へ引越しする場合（夫婦いずれかの実家へ転居等）、引越費用は、対象となりますか？

対象となります。

Q 2 8. 引越しの際のエアコン移設・設置費用は、対象となりますか？

対象になりません。

（その他）

Q 2 9. 親族が同居する場合は、対象になりますか？

対象となります。

※契約名義が夫婦いずれかで、かつ夫婦のいずれかが支払っていることが条件となります。

Q 3 0. 住宅の契約名義人が夫婦の親であり、夫婦がその親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合、対象になりますか？

対象になりません。

Q 3 1. 住居の契約名義人は夫婦の親であるが、夫婦いずれかの名義の口座から住宅賃借費用または住宅取得費用が引き落とされている場合、対象になりますか？

対象になりません。

Q 3 2. 口座振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないのですが、どうすればよいですか？

振込が確認できる通帳の写しやクレジットカードの支払明細等を提出してください。支払った方（口座名義人）や支払日、支払先、内訳、支払金額が確認できる書類が必要です。